

相模原市行財政構造改革プラン(第2期)の概要

1 はじめに

持続可能な行財政構造の構築に向けて、第1期における取組を継続するとともに、第2期については、第1期における検討結果に基づき、抜本的な改革内容を定めるもの

2 本市の財政状況

令和5年10月に長期財政収支の見直しを行ったところ、第2期における歳出超過の累計額は280億円となり、依然として多額の歳出超過が生じる見込みとなっていることから、第2期においても引き続き改革項目の取組を着実に推進する。

3 本市が目指すべき姿等

(1) 本市が目指すべき姿

「潤いと活力に満ち 笑顔と希望があふれるまち さがみはら」

※市総合計画の基本構想で描く本市の将来像と同様

(2) 本市が特に重点的に力を入れる取組

「少子化対策」・「雇用促進対策」・「中山間地域対策」

※市総合計画基本計画における分野横断的に取り組む重点テーマ

(3) 本市の個性を生かす分野

「子育て」・「教育」・「まちづくり」の各分野

4 基準財政モデル及び目的別経費ごとの活用可能額の設定

本市の財政構造を客観的に分析する一つの手法として、国における地方交付税の算定基礎となる基準財政需要額を基本とした本市の「基準財政モデル」を設定し、算定された「目的別経費ごとの活用可能額」を踏まえ、持続可能な行財政基盤の構築に向けて、次のとおり財政運営に取り組む。

(1) 財政構造の歪みの解消（農林・商工費、土木費及び消防費について、基準財政需要額程度まで予算を配分）

(2) 重点分野等配分枠の明確化（「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」への優先的な予算配分）

5 第1期における改革項目の見直し

(1) 新たなまちづくり事業等の選択と集中

一部の改革項目については、取組の進捗、社会経済情勢の変化等を踏まえ、改革プランにおける取扱いを見直す。

(2) 既存の公共施設等の見直し

第1期における見直しの取組が完了しなかった公共施設については、引き続き見直しの取組を継続する。

6 第2期から着手する改革項目

(1) 歳入における取組項目

ア 「新たな日常」の構築に対応した戦略的な政策による税源の涵養策

(ア)事務事業の立案・選択に当たって税源涵養の視点のルール化

(イ)税源涵養に資する事業に係る予算を重点的に配分する編成手法の実施・検証

イ 歳入確保対策の体制強化

(2) 歳出における取組項目

ア 扶助費を始めとした社会保障施策等の見直し

給付型施策から福祉基盤整備へ転換するなど、社会状況の変化に対応した見直しを第1期から前倒しで実施しており、第2期においては障害者施策や下水道使用料の減免制度などの見直しに着手する。

イ 総人件費の適正管理

事務執行体制の更なる見直しに加え、DXの推進等による業務の効率化、多様な雇用形態及び民間活力の活用などにより、職員定数の更なる適正化を図る一方、「本市が特に重点的に力を入れる取組」及び「本市の個性を生かす分野」の事業の推進に必要な人材を確保する。

7 持続可能な行財政運営の推進に向けて

(1) 財政健全化の目標

ア 歳出超過の解消

第2期における歳出超過の累計見込額(280億円)について、「改革項目の取組」、「各種基金の活用」及び「予算編成における精査」により、解消する。

イ 持続可能な財政運営の確立

本市の基準財政モデルの活用により、持続可能な行財政構造の構築を図るとともに、将来の財政環境の変化に機動的・弾力的に対応できる財政基盤を確立する。

ウ 経常収支比率の改善

指定都市平均並みの数値(令和4年度普通会計決算：96.1%)に改善し、財政構造の弾力化を図る。

(2) 改革プランの取扱い

令和9年度中に行財政構造改革の取組実績を検証し、令和10年度以降の取組継続の要否について判断する。ただし、各改革項目の着実な推進により、「財政健全化の目標」の早期達成が見込まれると判断した場合には、持続可能な行財政運営を継続するための取組を実施することを前提として、計画期間を前倒しして改革プランを終了することとする。